

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画
中間見直しに伴う変更について
教育・保育の量の見込みと確保方策，実施時期

令和4年 10月
国分寺市

1

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の見直しについて

国分寺市では、令和2年3月に「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（計画期間：令和2年度～6年度）」（以下「計画」と言います。）を策定し、子ども若者・子育て支援施策を総合的に進めてまいりました。

この度、本計画期間の中間年度を迎えるに当たり、これまでの実績を踏まえた計画の見直しを行うことで、市の状況の変化等に対応しつつ、引き続き、子ども若者・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援を目指していきます。

今回の計画の見直しでは、第5章4「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」、5「地域子ども・子育て支援事業」（3）「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」（関連内容：第4章基本目標Ⅱ施策（1）「教育・保育環境を充実する」を含む）の計画内容について、変更を行います。

2

「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る状況について

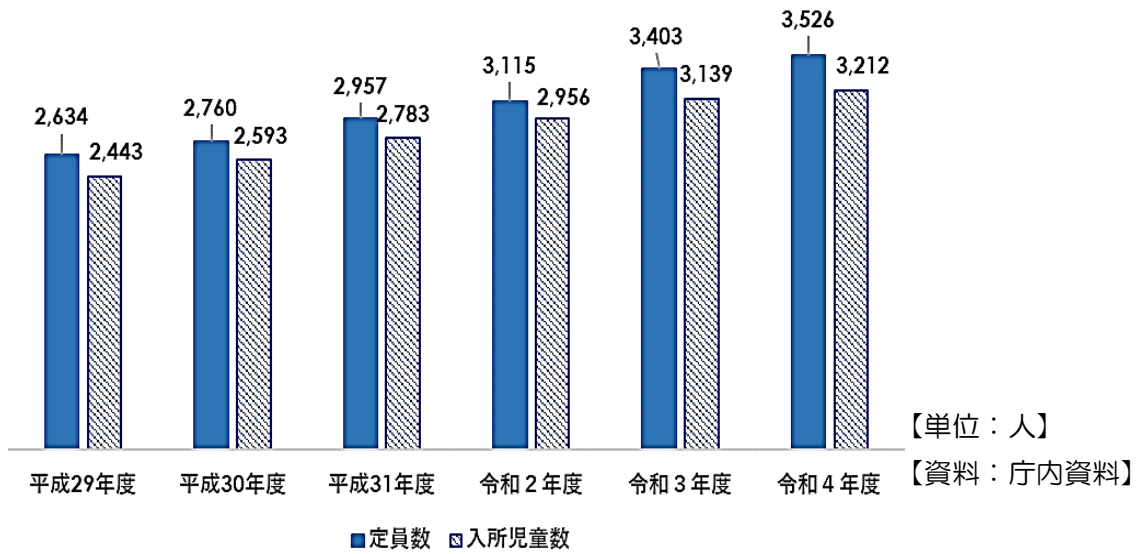
1 東京都、国分寺市の保育施設の利用状況等について

本市では、計画に基づき認可保育所を整備したことで、平成29年4月から令和4年4月までの間に、認可保育所の定員を新たに892人分確保し、入所児童が769人増加しました。また、待機児童数は、平成30年度に一時増加に転じたものの、その後は減少し続け、令和4年度では25人まで減少しました。

なお、保育所を整備等による待機児童数の減少は、本市だけでなく、東京都全体でも同様の傾向がみられ、現在の待機児童のほとんどは1歳児となっています。

【国分寺市における保育施設の定員数と入所状況】

(各年度4月1日現在)

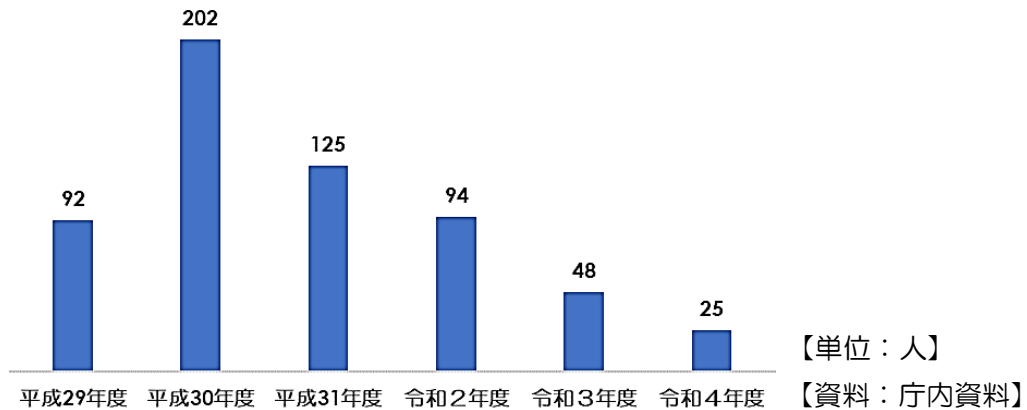


* 定員数…市内認可保育所及び家庭的保育事業における定員総数

* 入所児童数…市内・市外の保育施設（新制度）に入所する児童（国分寺市民）の総数

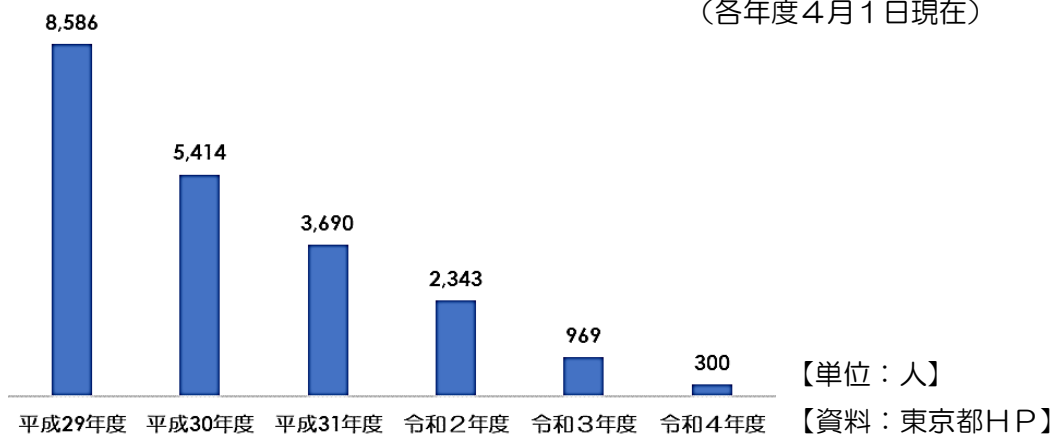
【国分寺市における待機児童数の推移】

(各年度4月1日現在)



【東京都における待機児童数の推移】

(各年度4月1日現在)



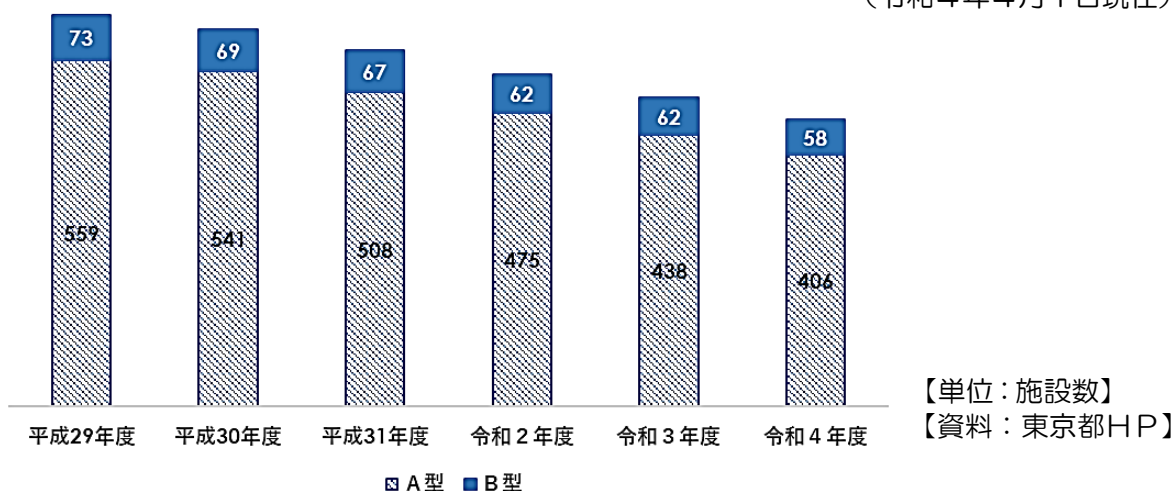
2 認可外保育所（認証保育所）の推移

東京都は、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するため、「0歳児保育」、「13時間以上の開所」、「利用者との直接契約」等、都独自の基準を満たした認可外保育施設として、「認証保育所」を平成13年度に創設しました。認証保育所は、平成26年度の719施設をピークに施設数、定員ともに年々減少しています。

現在、国分寺市内には、認証保育所が4施設ありますが、認証保育所に入所する児童の多くは、1歳児、2歳児であり、その多くは、認可保育所やその他の施設を希望するため、2歳児、3歳児になると定員に空きのある認可保育所等へ転所する傾向があります。これは、市内の認証保育所の定員設定からも読み取ることができます。

【認証保育所の施設数の推移】

(令和4年4月1日現在)



* A型・・・対象児童：0歳～5歳，規模：20～120人

* B型・・・対象児童：0歳～2歳，規模：6～29人

国分寺市内にある認証保育所の定員

(令和4年4月1日現在)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
国分寺プチ・クレイシュ	6人	14人	9人	6人	5人		40人
西国分寺プチ・クレイシュ	1人	10人	7人	4人	8人		30人
アスク西国分寺保育園	2人	10人	11人	7人	10人		40人
萌ベビーホーム	3人	6人	6人	—	—		15人
計	12人	40人	33人	17人	23人		125人

3

「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」に係る量の見込みと確保方策の算出方法について

1 人口の見込みについて

本計画では、当初、平成26年度から31年度の各4月1日時点の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法※1による市人口の見込みを推計しました。

市内における0歳から5歳までの未就学児童人口全体としては、令和2年3月策定当初の計画（以下「当初計画」といいます。）の値と実際の人口に大きな乖離は見られませんでした。しかし、年齢ごとに比較すると、実際の人口との数値に乖離がみられるため、今回の見直しに際し、本市の未就学児童人口推計は、平成29年度から令和4年度における各4月1日時点の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により人口の見込みを再推計することで、令和5年度・6年度の変更計画の値とします。

国分寺市の未就学児童人口（当初計画、実績、変更計画）（各年度4月1日）

年齢	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	変更計画	当初計画	変更計画
0歳	1,010	953	1,010	949	1,008	975	1,008	925	1,008	927
1歳	1,021	1,031	1,059	1,005	1,059	1,024	1,057	1,043	1,057	990
2歳	1,029	1,050	1,024	1,065	1,062	1,020	1,062	1,045	1,060	1,065
3歳	1,108	1,108	1,035	1,080	1,030	1,095	1,068	1,040	1,068	1,066
4歳	1,114	1,126	1,124	1,139	1,050	1,095	1,044	1,123	1,083	1,066
5歳	1,016	1,041	1,123	1,160	1,133	1,162	1,058	1,120	1,053	1,149
合計	6,298	6,309	6,375	6,398	6,342	6,371	6,297	6,296	6,329	6,263

※1 コーホート変化率法

同年または、同期間の過去における実績人口動態から「変化率」を求め、それに基づき、将来人口を推計する方法。

2 3号認定及び2号認定に係る量の見込みについて

(1) 量の見込みの算出方法

3号認定及び2号認定※2に係る量の見込みについては、以下に示す方法により、推計児童数（人口推計における0歳から5歳の人口を指します。以下同じです。）に想定利用割合を乗じた値により算出します。想定利用割合は、過年度の利用割合の実績値等を参考にし、各年度年齢別に設定します（以下（2）～（4）で記載します。）。

【算出方法】

$$\begin{array}{l} \text{過年度の利用割合} \\ \text{(小数点第2位以下切上)} \end{array} = \frac{\text{入所申込児童数}}{\text{市内における各年齢別児童人口}}$$

$$\begin{array}{l} \text{各年度における量の見込み} \\ \text{(小数点以下切上)} \end{array} = \text{推計児童数} \times \text{想定利用割合}$$

(2) 0歳児の想定利用割合

0歳児の利用割合は、令和2年度をピークに減少に転じていますが、今後、さらに減少するかは不透明なことから、想定利用割合は、令和4年度の実績値（31.6%）と同程度の値が、令和5年度、6年度に渡っても推移することを想定し設定します。

0歳児利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	34.8%	34.1%	31.6%	—	—
想定値	—	—	—	31.6%	31.6%

(3) 1歳児の想定利用割合

1歳児の利用割合は、令和2年度当時から計画の想定を上回る伸びを示しており、過去3年間の利用割合は増加傾向にあります。一方で、0歳児の利用割合が減少に転じていることや、現在の利用割合がこれ以上伸び続けるかは不透明であることから、想定利用割合は、令和4年度の実績値（63.7%）と同程度の値が令和5年度、6年度に渡っても推移することを想定し設定します。

1歳児利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	56.6%	60.1%	63.7%	—	—
想定値	—	—	—	63.7%	63.7%

(4) 2歳児から5歳児の想定利用割合

令和2年度から4年度までの実績値から、2歳児以降の利用割合は、1歳児をピークに少しずつ減少をしながら推移していくことが分かりました。そこで、平成30年度から令和元年度までにおける各年齢の進級時における利用割合の減少率の平均値から令和5年度、6年度の想定利用割合を想定し設定します。

2歳児利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	57.2%	59.7%	61.2%	—	—
想定値	—	—	—	62.8%	62.8%

3歳児利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	50.9%	54.6%	55.3%	—	—
想定値	—	—	—	57.7%	59.2%

4歳児利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	48.9%	50.7%	53.0%	—	—
想定値	—	—	—	54.2%	56.6%

5歳児利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	49.3%	48.4%	49.5%	—	—
想定値	—	—	—	52.3%	53.4%

※2 認定区分

認定区分は、子ども・子育て支援新制度における区分であり、市町村が行う認定のことを言います。

- 1号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子どもで幼稚園や認定こども園での教育を希望している子ども
- 2号認定 … 満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所・認定こども園等での保育を必要としている子ども
- 3号認定 … 満3歳未満であって保育所・認定こども園等での保育を必要としている子ども

3 1号認定に係る量の見込みについて

1号認定に係る量の見込みは、当初計画同様に、3歳から5歳の推計児童数から保育を必要としている2号認定に係る量の見込みを除いた数とします。

【算出方法】

$$\begin{aligned} \text{各年度の量の見込み} \\ = \text{3歳から5歳までの推計児童数} - \text{2号認定に係る量の見込み} \end{aligned}$$

4 2号・3号認定に係る量の見込みに対する確保方策について

2号認定、3号認定に係る量の見込みについては、当初計画同様に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠及び認可外保育施設をもって確保していきます。

また、各年度において発生する確保量の不足分についても、これまで同様に新たに確保します。なお、確保方策としては、認証保育所を認可保育所に移行することや保育施設の建替えに伴う定員変更等、既存の保育施設を整備し対応していきます。

5 1号認定に係る量の見込みに対する確保方策について

1号認定に係る量の見込みに対しては、当初計画同様に、特定教育施設の幼稚園、未移行幼稚園及び認定こども園で確保します。

これを踏まえた量の見込みに対する確保量の算出については、以下のとおりです。

【算出方法：新制度幼稚園及び認定こども園】

$$\begin{aligned} \text{各年度における確保量} \\ (\text{小数点以下四捨五入}) &= (\text{1号認定の量の見込み} - \text{市内幼稚園確保量} \times 3) \\ &\times \frac{\text{令和4年度 市外新制度幼稚園通園児童数} + \text{令和4年度 認定こども園通園児童数}}{\text{令和4年度 市外幼稚園通園児童数}} \end{aligned}$$

【算出方法：未移行幼稚園】

$$\text{各年度における確保量} = \text{市内幼稚園確保量} + \text{市外未移行幼稚園確保量}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{市外未移行} \\
 & \text{幼稚園確保量} \\
 & \text{(小数点以下四捨五入)} \\
 & = (1 \text{号認定の量の見込み} - \text{市内幼稚園確保量}) \\
 & \times \frac{\text{令和4年度 市外未移行幼稚園通園児童数}}{\text{令和4年度 市外幼稚園通園児童数}}
 \end{aligned}$$

※3 市内幼稚園確保量 = 市内幼稚園合計定員数 - 市外からの通園見込児童数

市外からの通園見込児童数は、令和2年度から4年度までの各園の市外からの通園児童数の平均値をもとに算出しています。

4

幼稚園，保育所等の量の見込みと確保方策について

計画第5章「4 幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育事業等」における令和5年度，6年度の量の見込みと確保方策は，以下のとおり計画を変更します。

【単位：人】

令和5年度 当初計画						
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,170		1,062	1,057	1,008
量の見込み（A）		1,296	1,874	620	607	311
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	62	2,048	638	570	302
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,234	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育， 家庭的保育， 居宅訪問型保育， 事業所内保育等	－	－	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		－	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	－	54	38	28	15
確保方策合計（B）		1,296	2,102	692	614	324
過不足（C）＝（B）－（A）		0	228	72	7	13
3号認定保育利用率（％） （D）＝（B）/児童数（推計）		-	-	65.1	58.0	32.1
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（E）		0	228	72	7	13

【単位：人】

令和5年度 変更計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数	3,283		1,045	1,043	925	
量の見込み (A)	1,487	1,796	657	665	293	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	110	2,045	641	561	305
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,377	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	-	-	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		-	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	-	40	33	40	12
確保方策合計 (B)		1,487	2,085	690	617	324
過不足 (C) = (B) - (A)		0	289	33	▲ 48	31
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数		-	-	66.0	59.1	35.0
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 (E)		0	43	6	10	0
確保後の過不足 (C) + (E)		0	332	39	▲ 38	31

【単位：人】

令和6年度 当初計画						
	1号認定	2号認定	3号認定			
			2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）	3,204		1,060	1,057	1,008	
量の見込み（A）	1,300	1,904	619	607	311	
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	63	2,048	638	570	302
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,237	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	－	－	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		－	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	－	54	38	28	15
確保方策合計（B）		1,300	2,102	692	614	324
過不足（C）＝（B）－（A）		0	198	73	7	13
3号認定保育利用率（％） （D）＝（B）/児童数（推計）		－	－	65.2	58.0	32.1
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）＋（E）		0	198	73	7	13

【単位：人】

令和6年度 変更計画						
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数		3,281		1,065	990	927
量の見込み (A)		1,431	1,850	669	631	293
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	98	2,109	663	591	302
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,333	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	－	－	4	12	4
企業主導型保育施設の地域枠		－	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	－	11	15	20	6
確保方策合計 (B)		1,431	2,120	690	631	315
過不足 (C) = (B) - (A)		0	270	21	0	22
3号認定保育利用率 (%) (D) = (B) / 児童数		－	－	64.7	63.7	33.9
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設 (E)		0	0	0	0	0
確保後の過不足 (C) + (E)		0	270	21	0	22

5

「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」に係る状況について

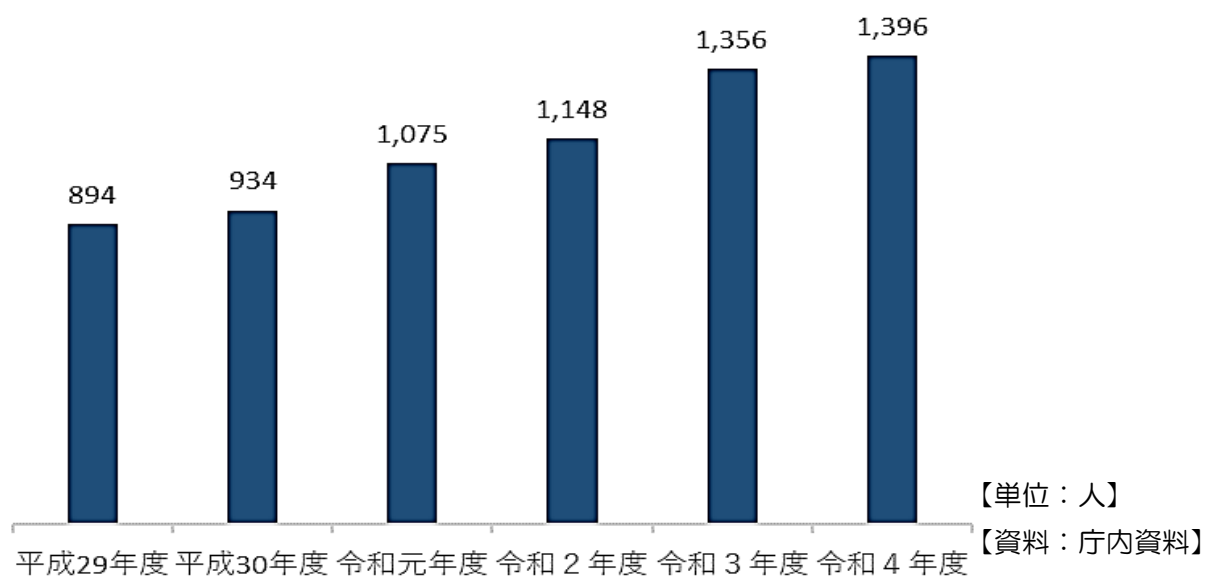
1 国分寺市の学童保育所の利用状況等について

本市では、児童の放課後の安全な居場所を確実に確保するため、学童保育所の入所要件を満たしている小学3年生までの児童は全員入所できる仕組みとしています。

学童保育所の登録児童数は、保育施設の需要の増加の流れを受けて増加傾向にあり、公設学童保育所は狭隘な状況となっています。この状況を改善するため、本市では、平成27年度より民設学童保育所を誘致し、公設学童保育所・民設学童保育所ともに定員拡充に向けた整備を進めてきました。

【国分寺市における学童保育所定員数の推移】

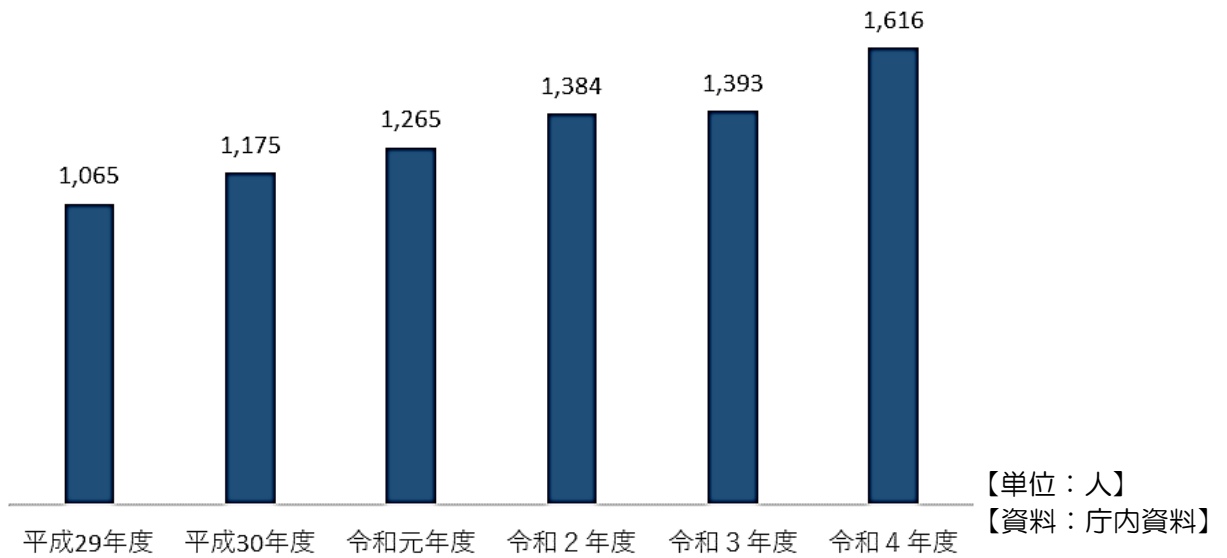
(各年度4月1日現在)



*公設学童保育所における中学生の定員数（16人）は含めておりません。

【国分寺市における学童保育所登録児童数の推移】

(各年度4月1日現在)

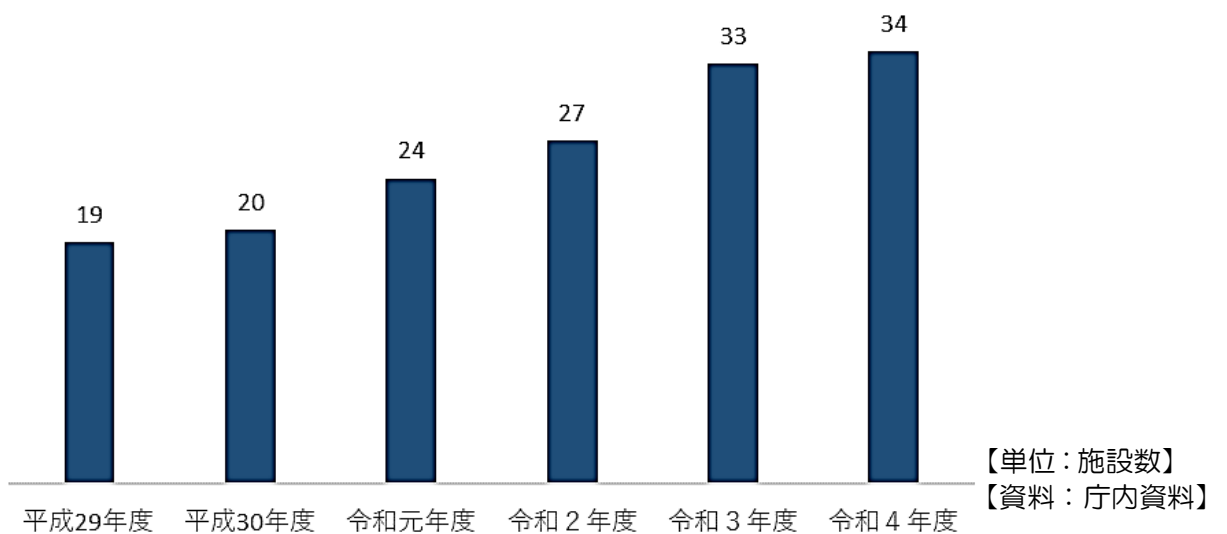


*公設学童保育所に入所する中学生は含めておりません。

*令和3年度から4年度にかけて実施している民設学童保育所における高学年児童(小学4年生)受入れ(試行実施)事業により入所している児童は含めておりません。

【国分寺市における学童保育所施設数(支援単位)の推移】

(各年度4月1日現在)



6

「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」の量の見込みと確保方策の算出方法について

1 量の見込みについて

(1) 量の見込みの算出方法

学童保育所の量の見込みについては、当初計画同様に、学務課が作成している推計在籍児童数（「児童生徒数等推計について」（令和3年10月1日現在））に想定利用割合を乗じることによって算出します。なお、この推計在籍児童数には、特別支援学級の児童が含まれていないため、平成30年度から令和4年度までの学童保育所に通う障害児の実績値（1学年当たりおおむね10人）をもとに想定し設定します。

【算出方法】

$$\begin{array}{l} \text{各年度における量の見込み} \\ \text{（小数点以下切上）} \end{array} = \text{推計在籍児童数} \times \text{想定利用割合} + 10 \text{人} \\ \text{（障害児）}$$

国分寺市における公立小学校の在籍児童数及び推計在籍児童数

【単位：人】

学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	982	991	1,066	1,097	1,047
2	936	990	1,000	1,094	1,097
3	928	948	999	986	1,094
4	927	947	962	990	986
5	950	939	954	941	990
6	952	955	938	951	941
計	5,675	5,770	5,919	6,059	6,155

←————— 実数値 在籍児童数 —————→ ←————— 推計値 推計在籍児童数 —————→

(2) 1・2・3年生の想定利用割合

過去3年間の利用割合実績をみると、令和3年度では、1年生と3年生の利用割合が令和2年度を下回り、令和4年度は、令和2年度を上回る結果となっています。今後の推移の見通しが不透明であるものの、未就学児童における認可保育所の利用割合が増加傾向にあることを踏まえ、令和4年度の実績値と同程度の値が令和5年度、6年度に渡っても推移することを想定し設定しています。

1年生の利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	51.1%	49.4%	56.3%	—	—
想定値	—	—	—	56.3%	56.3%

2年生の利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	49.4%	50.5%	50.8%	—	—
想定値	—	—	—	50.8%	50.8%

3年生の利用割合・想定利用割合					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	43.2%	40.9%	47.5%	—	—
想定値	—	—	—	47.5%	47.5%

(3) 4年生から6年生までの想定利用割合

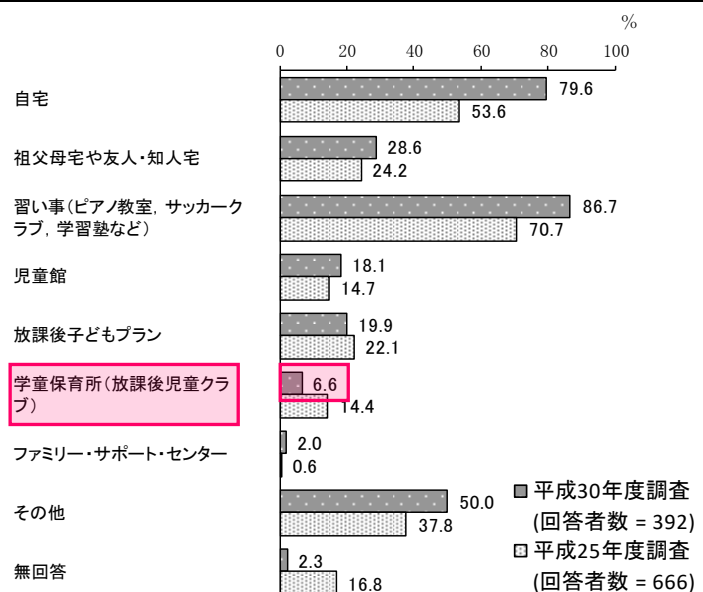
4年生から6年生までについては、令和3年度から定員に空きのある民設学童保育所において、4年生の受け入れを行う試行実施を開始したものの、事業実施期間が間もないことや、公設学童保育所では実施していないことなどから、過去の実績から推計することが難しい状況です。

このことから、当初計画同様に、「国分寺市子ども・子育て支援に関する現状と課題の分析報告書（平成31年3月作成）」（以下「分析報告書」といいます。）における高学年（4～6年生）の利用希望割合※4を使用し、一律6.6%で設定します。

※ 4年生から6年生までの想定利用割合の表については、割愛します。

※4 分析報告書における高学年（4～6年生）の利用希望割合

分析報告書によると、放課後過ごさせたい場所として、6.6%の保護者が、放課後児童クラブを希望しています。



2 量の見込みに対する確保方策について

量の見込みに対する確保方策については、公設学童保育所の狭隘状況解消のため、引き続き低学年の不足する分について、各年度で「新たに量を確保する」こととします。

なお、この計画で整備する公設・民設学童保育所の想定定員数は以下のとおりです。

公設・民設学童保育所1施設（1支援単位）当たりの想定定員数

おおむね40人

7

「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」の量の見込みと確保方策について

計画第5章「5 地域子ども・子育て支援事業（3）放課後児童健全育成事業（学童保育所）」における令和2年度から4年度までの量の見込みと確保方策に係る当初計画値・実績値は以下のとおりです。

【単位：人】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
量の見込み(A)	1,447	1,384	1,499	1,393	1,558	1,616
低学年	1,263	1,363	1,316	1,375	1,373	1,592
高学年	184	21	183	18	185	24
確保方策(B)	1,097	1,149	1,297	1,363	1,377	1,397
低学年	1,079	1,117	1,275	1,330	1,355	1,360
高学年	18	32	22	33	22	37
過不足(C) = (B) - (A)	▲ 350	▲ 235	▲ 202	▲ 30	▲ 181	▲ 219
低学年	▲ 184	▲ 246	▲ 41	▲ 45	▲ 18	▲ 232
高学年	▲ 166	11	▲ 161	15	▲ 163	13
当該年度までに新たに	200	208	80	30	80	80
確保する量(D)						
低学年	196	204	80	30	80	80
高学年	4	4	0	0	0	0
確保後の過不足	▲ 150	▲ 27	▲ 122	0	▲ 101	▲ 139
(C) + (D)						
低学年	12	▲ 42	39	▲ 15	62	▲ 152
高学年	▲ 162	15	▲ 161	15	▲ 163	13

*令和3年度から4年度にかけて実施している民設学童保育所における高学年児童（小学4年生）受入れ（試行実施）事業については、実績に含めておりません。

計画第5章「5 地域子ども・子育て支援事業（3）放課後児童健全育成事業（学童保育所）」における令和5年度，6年度の量の見込みと確保方策は，以下のとおり変更します。

【単位：人】

	令和5年度		令和6年度	
	当初計画	変更計画	当初計画	変更計画
量の見込み(A)	1,639	1,864	1,720	1,891
低学年	1,447	1,673	1,524	1,698
高学年	192	191	196	193
確保方策(B)	1,457	1,462	1,537	1,552
低学年	1,435	1,440	1,515	1,530
高学年	22	22	22	22
過不足(C) = (B)-(A)	▲ 182	▲ 402	▲ 183	▲ 339
低学年	▲ 12	▲ 233	▲ 9	▲ 168
高学年	▲ 170	▲ 169	▲ 174	▲ 171
当該年度までに新たに	80	90	40	172
確保する量(D)				
低学年	80	90	40	172
高学年	0	0	0	0
確保後の過不足	▲ 102	▲ 312	▲ 143	▲ 167
(C) + (D)				
低学年	68	▲ 143	31	4
高学年	▲ 170	▲ 169	▲ 174	▲ 171

計画第5章「5 地域子ども・子育て支援事業(3)放課後児童健全育成事業(学童保育所)」における令和5年度、6年度の量の見込みと確保方策の変更に関連して、計画第4章基本目標Ⅱ重点事業通番15は、以下のとおり変更します(下線部が変更内容となります。)

通番	事業名	事業内容	所管課	
15	学童保育所整備事業	【公設】 学童保育所が狭隘状況にある第二小学校及び第三小学校、第五小学校並びに第十小学校学区について、子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プランに基づき、学校敷地内に「一体型」※の公設学童保育所を新たに整備し、放課後子どもプラン(放課後子供教室)と連携して実施する。 第二小学校、第五小学校学区は、令和元年度に設計を実施し、令和2年度に整備を行い、令和3年4月1日に開所する。 第三小学校、第十小学校学区は、令和4年度に設計を実施し、令和5年度から整備を行い、令和7年4月1日に開所する。 ※ 「一体型」とは、学童保育所と放課後子どもプランを統合(一の事業として行う。)することではなく、現在行われているような、同一の小学校等において両事業が実施され、プログラム等の共有を通じ、学童保育所の児童が放課後子どもプランに参加されているものをいう。	子ども若者計画課 子ども子育て事業課	
		【民設】 学童保育所の狭隘状況の解消のため、子ども・子育て支援事業計画に基づき民設民営学童保育所を整備する。		
		平成30年度現在		令和6年度目標
		量的実績		質的実績
【公設】 整備に向けた検討を行った。	【公設】 整備に向けた検討を行った。	【公設】 <u>4箇所(6施設)整備</u>	【公設】 学校敷地内に学童保育所を新設し、放課後子どもプラン(放課後子供教室)を一体的に実施することで、児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする。	
【民設】 2施設整備	【民設】 開所する学童保育所において児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、書面審査のみならず、現に運営している学童保育所の現地審査を行った上で、運営法人を選定した。	【民設】 子ども・子育て支援事業計画に基づき各年度に整備する。	【民設】 公設の学童保育所の狭隘状況が解消されているとともに、学童保育所に通う児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする。	
【一体型の事業量】 7校区(9施設) ※平成30年度時点		【一体型の事業量】 <u>8校区(17施設)</u>		